

緑の風

MIDORI NO KAZE

E-mail ● tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp
URL ● <http://www.tamaken.org/>

3月号 vol.190

2016年2月28日

●編集
NPO法人
多摩住民自治研究所
日野市神明3-10-5
エスプリ日野103 〒191-0016
TEL : 042-586-7651
FAX : 042-514-8096



子どもの権利と地域社会 池上洋通(自治体問題研究所研究員)

●特集 東日本大震災から5年 被災地福島のいま 清水修二(福島大学特任教授)

●沖縄つうしん[第3回]
子どもの貧困問題が深刻に ～沖縄県が「沖縄子ども調査」 湧田 廣(沖縄住民と自治研究会)

●戦後70年 今あらためて日本国憲法の扉をあける 近代日本の歴史から考える憲法の平和主義【第5回】
5章 緊急事態条項と災害 神子島 健(「緑の風」編集委員・成城大学他非常勤講師)

子どもの権利と地域社会

三多摩学童保育連絡協議会講演より抜粋

緑の風編集委員 池上 洋通 1

特集

東日本大震災から5年

書籍紹介 『被災の町の学校再開』 13

被災地福島の間

福島大学特任教授 清水 修二 14

dataTAMA 特別編

東日本大震災から5年 住民生活の現実 18

山口映写室 vol.29 『A FILM ABOUT COFFEE』 ぐっち 21

沖縄つうしん vol.3

沖縄の誇りある豊かさの実現をめざして

沖縄住民と自治研究会 湧田 廣 22

近代日本の歴史から考える

憲法の平和主義 第5回

神子島 健 24

タマの風 vol.33 「今、生きている場所」

神子島 健 32

財政危機克服のご寄附に御礼申し上げます

多摩住民自治研究所 理事長 八幡一秀 35

1月の活動・編集日誌 36

まちなかで子どもの権利を実現する

子どもの権利と地域社会



池上洋通 (「緑の風」編集委員)

さつきまで自宅で、両親と遊びに来た三歳の女の子と遊んでいたんですが、すごいですね、育ちざかりの子というのは。ぐんぐん変わりますね。もしかすると、こちらが遊んでもらっている、教師は子どもの方ではないかと、思ったりします。

母親は、中国の内モンゴルから来て、府中市にある東京農工大学・大学院で環境教育学を学んで修士を得て、いま働いています。同じ内モンゴル出身の画家である夫との間の子どもですが、日本で外国人が食べていくのは大変です。

そういう人たちの子どもの権利はどうなっているのか？「子どもの権利と地方自治」ということを改めてなぜひわなければならないのかという理由の一つがそうしたことです。

はじめに 何を学びあうか

「一八歳選挙権」がこの夏の選挙から実現することになり、子どもの成長について新しいステージが現れました。

けれども、学校教育の現場では「道徳」の科目がつけられるなか、息苦しさが強まっています。また「子どもの貧困」が問題にされるなかで、子どもたちの間の格差も広がりつつあります。

地方自治体の基本的な役割は、すべての人の人権をそれぞれの日常生活に具体化することですから、

どの子の人権も、子どもと親と家族の権利が確かなものでなければ、実現できません。

「すべての子どもが生き生きと暮らし、主体的に成長するために、主権者である大人は何をしなくてはならないのか。学童保育の課題も視野に入れながら学びあいましよう」というのが今日のお話の基本的な問題意識です。

一八歳選挙権の実現と「子ども の成長」の確認

(1) 女性選挙権運動の歴史から学ぶ

二〇一五年は、一八九〇年に施行された明治憲法から二二五年に当たる年でした。

その明治憲法は、選挙権を認めましたが、最初は「制限選挙」でした。制限選挙は簡単にいうと納税額によって選挙権を与えるというものです。その結果、最初の帝国議会の選挙では、選挙権を持つべき者の一〇〇分の一にしか選挙権はありませんでした。その枠を、運動によって広げる、次第に基準になる納税額を下げていくわけです。

そして、男子二五歳以上全員に選挙権を確立した(男子普通選挙＝普選)のが一九二五年です。昨年はその九〇周年でした。

しかし、女性からいわせると「なぜ男だけなのか」となりました。

◇立会演説を聞くと検束された

みなさんは、女性に参政権がなかったというのは、どうということと思われるか知りませんが、治安警察法というのがあって、女性は立会演説を聞いているだけで検束されたのです。参政権全体が認められない、もちろん政治集会などに参加できません。こうしたことを知らないで、参政権を持たないということが実感できません。

これに対して、いまも名の残る平塚らいてう、奥むめお、市川房枝などの人たちが、圧力にめげずに声を上げます。いま私たちが手にしている選挙権というのは、誰かに与えられたものではありません。から取ったものです。「こをまちがえ」と、投票率・選挙権の行使というような議論をするときに、根本がずれるのです。

明治憲法下での女性たちの運動は、投獄などの弾圧を覚悟でたたかうわけです。もちろん女性たちの主張には道理がある、しかし治安警察法が改正されて演説が開けるようになったのが、ようやく一九二二年のことです。一九二五年に男子二五歳以上の普通選挙制度ができて、一九二八年に初の国会議員選挙(帝国議会選挙)がありました。このとき女性たちは「婦選があつてこそ「普選」になる」という主張をかかげたポスターやビラを複製して、声を広げ

ています。

一九三〇年にいたって、女性たちの運動が吏、地方議会に限って女性選挙権を認めるという法律を衆議院で可決します。あまり知られていませんが。

しかし貴族院がこれをほばみ、結局、実現しませんでした。けれども、そこまで女性たちの運動が追い詰めたのです。

◇治安維持法下のたたかい

しかも、一九二五年に普通選挙権制度と並んで治安維持法がつくられました。天皇制と私有財産制を否定する者に対する弾圧法規であり、初の普選が実施された一九二八年には、無期刑と死刑が書き込まれます。

にもかかわらず、女性たちはたたかをやめませんでした。そして前記した一九三〇年の地方議会参政権までに進んだのです。

治安維持法で女性たちは数多く捕まえられて、獄死した女性たちも少なくありません。このことも合わせて覚えておいてください。※1

ですから、女性たちの運動は、たが激しくたたかっていただけではありません。きちんとした権利主張をもつて立ち上がっていった女性たちの尊厳を、こういう一八歳選挙権実現のときにしっかりと学ぶことが大切だと私は思っているのです。

◇初の女性選挙権の実現

戦争が終わった翌年、一九四六年四月に男女二〇

歳以上による選挙が始まります。そのときから今年(一九七〇年)は、七〇周年です。男女の参政権が確立してから七〇年の年に、一八歳選挙権が始まるということなのです。

(2) 学校教育法に見る子どもを主体的に成長—何が期待されているのか

一八歳からの選挙について「一八歳になって選挙権をやったって大丈夫かな?」という人がいます。「力もないのに」と。そこで、「子どもは成長とは何か」について、学校教育法に何と書いてあるのか読んでみることにします。※2

◇学校内外における社会的活動を促進し

まず「義務教育」(第二条)というところについて書いてあります。

第二条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

そして、第一号です。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

ここでの目標は、子どもたちに学校内外の社会的

活動をうながし、進めることによって、自主的で自立的、他の者と協同する精神を養い、法規を守るような規範意識、さらに公正な判断力と公共の精神に基いて、個々人が主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと、だといっています。「主体的に社会の形成に参画する」これが、教育目標の第一にあげられていることに注目しておきたいと思います。

◇自然を尊重する精神と環境の保全

次に第二号です。

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

ここでは、自然体験活動をうながして、生命と自然を尊重し、環境の保全に寄与する態度を養うことが求められています。

◇「愛国心」と国際平和と

第三号は、次のとおりです。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

この項目がいわゆる愛国心条項なのです。教育基本法を変えたときに、この部分を変えました。ただ

し「外国の文化の理解」「他国の尊重」「国際社会の平和と発展に寄与する」という言葉をあわせて記しています。

◇自己実現を目ざして

以下の項目は、次々に読み下していきます。

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

一〇 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じた将来の進路を選択する能力を養うこと。

これらの条項を合わせるなら「個々人における自

己実現のための基本的な能力を育てる」ということになるでしょう。「ここでいう自己実現とは、憲法第一三条がいう「幸福を追求する権利」の具体化として自分自身が求め、決定する人生計画によって自身の生き方を実現するという意味ですが、そのためには、ここに記されているような能力が必要だというわけです。

◇個人の自由・主体性と主権者性

これが中学校までの目標です。みなさんが努力されている「学童保育」とは、こういう目標を持つ子どもたちに向き合う営みだということですよ。

そこでもう一度、「学校内外における社会的活動を促進し……」という第一号を読み返してみると、これが、個人の自由・主体性に基づく主権者性をもとめていることが分かります。個々人の自由を基礎にした主権者としての自覚、を求めているのです。ですから、小学生だって社会活動に参加し、政治活動に関心を持つのは当たり前、ということになります。そうでなければ、そこに記されている「公正な判断力」を持つことはできないでしょう。

◇高校教育は「健全な批判力」を求める

では、「高等学校」については何が書かれているのでしょうか。

同法の第五〇条は、高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とするとして、第五一条で次のよう

に目標を定めています。

第五一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養つこと。

二 社会において果たさなければならぬ使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。

三 個性の確立に努めるとともに、社会において、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養つこと。

◇主権者像の確認として

どうですか。「健全な批判力」ですよ。単に「判断力」ではありません。

私は学校教育法の高校教育の条項は、一八歳選挙権を想定していると考えてきました。批判する能力がなければ投票できないでしょう。

じつはこれくらい守られていない法律はないのです。センター試験を受けるために、学力競争のために高校があるのではないのです。学校教育は、この社会を主体的に担う、国家の主権者をつくるためにあるのです。しかもそれはまったく自由な意思によつ

てそれを選ぶ能力を持つということですよ。自己決定できる人間をつくることなのです。

「豊かな人間性、創造性及び健やかな身体」「国家及び社会の形成者として必要な資質」「社会において果たさなければならない使命の自覚」「個性に応じて将来の進路を決定」する。「一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得」する。「個性の確立に努める」、そして「社会について、広く深い理解と健全な批判力」。これだけそろってれば「何か文句あるか」となるでしょう。

だからときどき、子どもよりも大人を見て私は心配するのです。「大丈夫かな」と。もちろん、自身を含めてのことですよ。

◇学力テスト体制がこわしてきたこと

これはいうまでもありませんが、単なる美辞麗句の目標ではありません。民主主義社会における主権者を形成するという基本目標です。

みずからの判断力と批判力のためには、どうしても統計の数字が読めたりしなければなりません。だから小学校などでの基礎的な教育は、まさにその土台をつくっていくものなのです。

学力テストをやっているときではないのです。私自身、教育意を学んできた者としていいですよ。学校のテストというのは、そもそも教師が自分の教え方は正しいのかということを見るためにやっているのです。子どもに順位をつけるためではありません。

教師が自分の教え方を確認するものなのです。だから、業者テストではダメなのです。私が子どものころは全部先生がつくりました。昔でいう「カリ版」印刷です。

いま、人間の発達や教育をめぐる理解が、本当に随落しています。学力テスト体制がこわしてきたものは、とてつもなく大きい。序列をつくるために教育があるのではない。逆なのです。みんな共同して生きる。みんな同じ仲間として、誰もが尊い。そして人間は不完全なものだということをわかりながら力を出し合う。

◇一八選挙権はチャンスだ

法文に「個性」と書いてあったでしょう。「個性の確立に努める」ということは、それぞれみんな得意技があるということです。しかしだれもが欠点もあるということです。完全はない。完全など最初から求めません。誰もが100メートルを九秒で走ったらヘンでしょう。そんなことはあり得ない。そのことを私たちがどれくらい骨身にしみて、普段の暮らしのなかで認識し実践しているかということです。

これは大人社会における、人間とその集団に対する評価につながるものです。人間やその行為を評価するとき、どういつうに評価するものなのか、ということですよ。一八歳選挙権というのは、そのことを改めてみんなで考えるチャンスです。選挙の投票とは候補者や政治集団を評価し判断するものです。

そして、選挙権は、学校の成績などとは無関係に、だれにも等しく与えられるものなのです。

「いまだに『一八歳選挙権は可能か?』『いまの若者は大丈夫か?』という人がいます。」

しかし実は、私たち大人が何をしているのかが問われているのではないのでしょうか。若者たちからいわせれば「いまの大人は大丈夫?」といたいのではないのでしょうか。いまの大人は、学校教育法の基準に照らしてどうなのかなど。

だから、そこをみんなで考え直しましょう。一八歳選挙権はいいチャンスなのですから。

そこで、改めて子どもの権利について学び合おうというのが次のテーマです。

2 あらためて子どもの権利について学びあう

(1) 人の権利とは何か―そもそもから

◇「する権利」と「しない権利」

まず権利とは何か、ということですが、

権利とは、何かをする(しない)ための、社会的に保障された資格のことです。何かをしない、ということも大事です。「お前、これをしろ」といわれたとき、それが、正しいことではない、また自分にとって不利益だと考えるとき「イヤです」というこ

とです。

いま沖縄の辺野古で、沖縄県の多くの人たちが知事と共に「新しい米軍基地を認めません」といっています。「しない権利」、拒否する権利があるのです。私たちは権利についての基本的な原則として、何かを「する」だけでなく「しない」ということも権利だ、ということをきちんと知っている必要があるのです。

◇権利の内在的な制約

次に重要なことは、すべての権利には「他者の権利を侵さない」という制約が含まれているという原則です。とくに「自由」という権利がそうです。人はだれでも、自由に生きることができません。しかし、その自由は、他人の自由や権利を侵すことがない範囲でしか認められません。

この原則を「人権の内在的制約と呼んでいます。この権利にも、内在的な制約があります。

そこで、現実の人間関係・社会関係において、個人や団体・組織などの間の権利実現のバランスをどうつくるかということのために、各種の法律・制度がつくられます。

例えば、いま「ブラック企業」問題があります。ブラック企業は、なぜ許されないのでしょうか。

資本主義社会で、自分の私有財産を用いて人を雇い、利潤を上げることは、経済活動の自由という権利であり、これが資本主義社会・経済の基本的な構

造です。

しかし、この自由・権利は、雇われ働く人の生活する権利を侵すことによって成り立つものではありません。働く人たちの人として生活していく権利を保障するために、法律に定める労働条件(労働時間・賃金など)の基準を守らなければならないのです。それを無視しているのがいわゆる「ブラック企業」であり、だからその存在が許されないのです。

また、最近の子どもの世界の「いじめ問題」でいうと、他人の自由や権利を奪うことはできない―そのことをきちんと体得する、ということが、子どもの育つ家庭や教育の場に求められているということです。

この場合、意図的に誰かを差別したり、いじめたりすることが許されないことは当然ですが、其ればかりではありません。

そのときは「いじめ」だと思っていなくても、結果としてそうなっているということは、大人の私たちにもありますね。あとになって悩む、反省する。「あんなこといわなければよかった」と思うことがあるでしょう。そのときは、まじめに話したつもりだけれど、あとで考えたら「バカなことをいったかも知れないな」と思うこと。誰でも経験していると思います。そういうふうに反省できるのが、当たり前の人権感覚なのです。この「自分で反省できる能力」が人権意識を確かなものにしていく上で欠かせ

ないことなのです。それが二つ目のことです。

◇政府は、すべての者の権利を保障するために存在する―そして平和的生存権

ここで確認しておきたいことに、政府は、すべての者の権利を保障・実現するために存在するということがあります。中央の政府も、地方自治体の政府も、すべての人の人権を実現するためにあるのです。これは立憲主義の根本原則です。

そしてわが国の憲法は、その前文で、人類すべてが平和のうちに生きる権利「平和的生存権」を明記しています。

「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」というのがそれです。そしてさらに次のようにいいます。

「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」

つまり、日本国憲法は「人権の内在的制約」の原則を、国家間の関係の原則として示し、そのことによって人類全体の持つ平和的生存権の実現を呼びかけたのです。

この場合重要なのは、国際法の上では、どの国にも「自衛権」が与えられていることです。それは、

「自国が侵略されたとき、武力によって防衛をする権利です。これに対して日本国憲法は、「戦争をする権利」ではなく、「戦争をしない権利」をかかげ、自衛権を放棄して、前文でも第九条でも明確に「国の交戦権を否認しています。」

だからこそ、当然のこととして「戦力は持たない」ことを明記したのです。戦争をしない国に軍隊が不要なことは明らかだからです。そして前文の最後には「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」という主権者の決意を記しました。

いま「安保法制」の名で戦争体制の議論がされています。このとき、平和に生活することを人類全体の権利とした日本国憲法の「平和的生存権」の理念を深く理解することが、問題の根本を理解するうえで、また、この後で見る世界中の子どもたちの「平和に生きる権利」を実現するためにも重要になっていくと思います。

◇政府は権利を持たない

政府の機構に警察があり、厳しい態度で取り締まったりしています。それは、取り締まりを行わなければ、ある行為によって他の者の権利が奪われるからです。それ以外の理由はありません。その点が、先にもふれた明治憲法下の治安維持法での特高警察などとは異なるのです。

こつした経験から見なければならぬ重要な原則

に、民主的な憲法の下では、中央・地方の政府は「権限」は持つが「権利」を持つことはない、ということとがあります。この場合に、政府・公務員の持つ「権限」は、すべての人の人権を実現するための仕事(奉仕労働)をするために、与えられる力です。しかし権利は与えられない。権利と権限は別のもので、権利というのは主権者に与えられるものです。

先に述べたように、権利は、国民・住民に与えられる、何かをする、何かをしない資格です。

これに対して、中央の政府・地方の政府に与えられるのは「権限」であつて、権利ではない。この「権限」というのは字がよく表していて、なかなか日本語はうまくできています。「限り」と書いてあるでしょう。これを説明します。

権限も「何かをする」「何かをしない」という社会的な資格のことですが、これには二つの制約(限界)があります。

第一は、権力組織や公務員の利益のために用いることができない、ということとです。

第二は、憲法やそれに基づく法律に明記されている内容や方法によるもので、その行為は厳しく限定されているということとです。とくに憲法を破ることは、絶対にできません。これが「立憲主義」という民主主義国家の根本理念なのです。

(2) 日本国憲法がえがいた権利と子どもの権利

ここで子どもの権利の話に進みます。

日本国憲法の基本的人權を一覧できる資料(別添資料1)をつくりました。

この資料の特徴は、それぞれの権利が「誰を対象にしているのか」を示したことです。例えば先にも見た平和的生存権は「人類」です。というふうに読んでいくのです。

第一条の「基本的人權の共有」というのは「国民」です。二二条「自由・権利の保持義務」も二三条「個人の尊重」というのも「国民」であり、一四二条「法の下の平等」も「国民」です。

ところが、第二五条の「公務員の選定罷免権」の「国民」は「シニク体」になっています。なぜシニク体になっているかという点、ほかの「国民」はそうではないのですが、これについては年齢制限があるという事です。選挙権・被選挙権の規定ですから、これは年齢制限があるというのでシニク体にしてあるのです。以下同じです。

◇子どもは請願する権利を持つ

そこで次は、第一六条の「請願権」です。「何人」となっているでしょう。「何人」は、「なんびとあるいは」なにびとと読みます。性別はもちろん、年

齢にも国籍にも関係がない、すべての人をさす言葉です。その一六条は、次のような内容です。

第一六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に關し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

ここでいう「公務員の罷免」は、例えば「内閣の総辞職を求める」ということが含まれます。また、法律の制定・改正・廃止、そうしたことを請願できることも書いてあります。

こうした権利を、何人、だれもが持っている、小学生の子どもも持っているわけです。だから「子どもが生意気に、政治の話などするんじゃない」なんていってはダメなのです。もともと権利が保障されているのですから。

ここで「請願権」は、選挙権のような参政権ではなく「受益権」であることも覚えておきましょう。

受益権とは、自らのために、憲法に保障されている権利の実現を求めたり、権利の侵害に対してそれをやめさせたりするための権利です。しかし、もともと権利を保障する任務は中央・地方の政府が持っているのですから、国民が自らの権利実現のための法制度について、制定や改正、廃止を求めたり、それをしない公務員が辞職することを求めるのは当然です。たしかに参政権ではありませんが、政治のあ

り方を変えるという点では政治活動といつて良いものです。その権利を子どもが持っているのです。

◇子どもの権利と憲法の学習の重要性

こうした角度から資料を見ると、「何人」がいっぱい出てきます。第二七条「賠償請求権」、第二八条「奴隸的拘束及び苦役からの自由」、その他、その他…。

そしてさらに、資料の第一九条のところでは「何人」というカッコにつつまれた表記があります。これは次のような条文です。

第一九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

民主主義の根本原理の一つですね。この条文には、だれを対象にしているか書いてありません。しかし、この権利がすべての人に保障されるものであることは明らかであり、対象を示す必要がなかったのです。まさに年齢も国籍も関係なく保障されるべき権利だということです。

次の第二〇条「信教の自由」、第二一条「集会・結社・表現の自由」、第三三条「学問の自由」も対象が書かれていません。当然、すべての者に保障されるべき権利だからです。

こうして資料を見ると、日本国憲法には子どもの権利があふれているということがわかります。この資料で、年齢制限があるのは「くわすかだ」ということです。また例えば、権利の対象が「勤労者」の場

合はどうかといえば、テレビタレントに「子役」がいますね。あの子たちはみんな勤労者であり、労働基本権があるのです。

だからこそ、主権者として生きるうえで、憲法学習というのは決定的なのです。憲法を学ばないと、文字通り権利無自覚状態であるほかないのです。どんな権利があっても、それについて知らなければ、使うこともできないからです。

③ 「子どもの権利条約」がえがいた子どもの権利

次は「子どもの権利条約」です。ここに示した資料(別添資料2)は、「子どもの権利条約」が発効して間もなくのころ、ユニセフ(国際連合児童基金)がつくった分類があつて、その当時早稲田大学教授だった喜多明人さんが整理したものを、私が一ページにうまく入るようにしたものです。

「子どもの権利条約」には、子どもの権利としてこれだけの権利が書いてあります。そのなかで一番最後のの方に「生活参加」とあつて、「意見表明権」「プライバシー・通信・名誉の保護」とあり、普段の生活のなかに「僕はこのような生活をこのようにつくりたい」と子どもが意見を表明できるようになっています。そして、子どもの手紙を開けることはでき

ません。当たり前です。通信の秘密の権利があるのですから。もともと日本国憲法にも、通信の秘密など全部書いてあります。

また「社会参加」の権利として、「思想・情報の自由」「思想・良心・宗教の自由」「結社・集会の自由」「マスメディアへのアクセス」と書いてありますね。これらは「子どもの権利条約」に出てくるのですが、先に見たように、日本国憲法はほぼ全面的に認めていました。だから、子どもを権利の主体としてとらえることにも、もう一度私たちは謙虚でないといけない。正面から向き合えないといけないということ。その上で、社会的認識についての成長を意識しながら「二八歳」という線を引きのです。

だから、選挙権というものは重大な意味をもつていて、これだけの権利を与えているのだけでも選挙権についてなせあめした形で年齢制限するのかわらうと、それほど選挙権は重いのです。しかし、子どもたちがここにえがかれているような権利を十全に使えるようなことがなければ、選挙権をきちんと使う能力は得られないでしょう。

さつき法律で見た学校教育による成長を踏まえ、さらに学校外の社会的な経験を踏まえる。もう一度学校教育法の「義務教育の目標」について見ると、まず初めに「学校内外における社会的活動を促進」とありますね。子ども自身も自身の社会的活動こそ出発点であり、到着点です。

だから子どもたちを、学校内で学力競争に追い込み、放課後を学習塾にやつたらダメなのです。地域でいろんな人たちと暮らすことがなければ、一人の人間として主体的に育ち意見を持つことができません。主権者になるための教育をどこでやるのですか。いまのわれわれの国の子どもたちがおかれている状態は、その意味では絶望的です。主体的な社会的活動など、いつやるのでしょうか。

ヨーロッパのどこへ行つたつて、学習塾などがある国は一つもありません。何としても、子どもの放課後をこれまでのやり方で管理するのをやめさせないとダメなのです。「体得主義」という言葉があります。身にしみたものとして理解するには、一定の年齢の経験が必要なのです。私たちはもう一度それを考えることが求められています。

学童保育制度の対象を六年生までに延長したこの機会に、この問題に正面からとりくんできませぬか。

3 子どもの子ども生き生きと、主体的に成長する地域や自治体をつくる

そこで地域社会における子どもの権利を意識しながら、活動目標をあげることにします。

① 子どもを中心とした家庭や学校、地域の共同をつくる。

②子どもの自治的な地域共同体の形成へ。

③「貧困その他あらゆる権利侵害とたたかう。」

④大人における成長する権利の確保。

こういうものに向き合って学童保育もあるはずだ
というのが私の意見です。

◇秘密を守り合う地域の子ども集団

いま子どもにとって最大の不幸は、子ども自身の
地域共同体が崩壊してしまっていることです。

私の子どもころはこんなことは考えられませ
んでした。「子どもの世界」が画然としてあつたので
す。独立していたといつてもいいのです。親たちは
ちゃんと見ていたのですが、子どもの世界と適切な
距離をとっていたのです。

そして子どもたちは子どもたちの集団で自己決
定していました。今日の目標は「あそこの桃畑」な
どと決めて、徒党を組んで、規律正しく行動して
収穫を得る。大人たちはみんな知っていたのです
が、木を傷めるなど、悪質なことがなければ、見て
見ぬふりをしていましたのです。

とくに終戦直後、子どもたちは飢えていましたか
ら。そして大人たちも「おれたちだつて、ガキのと
きはみんなあんなものだつた」と思っていたわけ
です。

それが中学を卒業したくらいのとこから青年団
に入り、高等学校に入つても青年団には籍がある、
という雰囲気があつたのです。そしてみんなで、共

同で地域社会に役に立つ人間になろうと、子どもの
ときから本気で思っていました。

勉強ができるかどうかは、地域社会では何の問題
にもなりませんでした。地域社会に役に立つかどう
かが問題だつたのです。そして上級生は下級生の面
倒をちゃんとみていました。威張る子もいません
でした。

そもそも、集団で悪さをすると、みんなで秘密を
守るから団結するのです。カソコ付きの社会的非行
を集団でできる集団を持つていない子ども社会はダ
メなのです。ちゃんと許容範囲が社会にあつて、こ
こまでは大丈夫というのがあつたのです。そういう
ことを本音で語り合せて、初めて子ども社会は成り
立つのです。それをなんとか復活したいのです。学
童保育のようなどこで六年生になるのなら、ぜ
ひ自主的な集団をいくつもつくつてほしいのです。
ひとつの学童保育のなかにひとつの集団ではなくて
いくつもあつていいのです。

◇子どものために「不断の努力」をする

日本国憲法二二条では「この憲法が国民に保障す
る自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、こ
れを保持しなければならない。又、国民は、これを
濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉の
ためにこれを利用する責任を負ふ」といっています。

ブラック企業のように、自由があつたからと
いつてそれを濫用してほかの者の自由を奪つてはな

らない、というのが、この条文の後半の部分の意味
です。

前半の部分には、自由や権利を守り実現するため
に「不断の努力」をするとありますが、ダメな政府
や社会とはたかえ、といつていいのです。そうし
なければ、自由も権利も取り上げられるということ
です。国民の権利を定めている憲法自体が、そうい
つていいのです。

先に、日本国憲法において、子どもの権利を含む
すべての人々の権利が、どんなに豊かに規定されて
いるのか確認しました。しかし、これを放つておい
たら、すべて取り上げられるということなのです。

さいごに 貧困と戦争を拒否する主 権者であり続けること—子ども への責任と約束

私は父が一九四五・昭和二〇年に死に、四人の子
どもを母親が一人で育てました。本当に貧乏で私の
兄も姉も私も中学を卒業すると働きました。下の弟
だけは職業学校にいきました。私は二年遅れで定時
制高校にいきました。私はずっと学校の成績は一番
でしたが、そんなことは関係ありませんでした。貧
困というのはそういうことです。

子どもの幸福をどのようにつにサポートすべきでしょ

うか。最近では、大学生の奨学金がローンになっているというところで問題になっていますが、大人であるわれわれがこういうことを恥しいと思わなければダメです。

われわれの国の民主主義における何が第一の価値か、それは人間です。豊かな人間像です。そのために、子どもたちから育ち学ぶ権利を奪う貧困を、根底から無くさなければなりません。

この点で、障害児と呼ばれている子どもたちの環境は、さらに困難です。これを放置していることも、私たち主権者の恥と考えなければならぬのではないのでしょうか。

そして、その障害者を大量に生み出すものが、戦争です。

私の父は昭和二〇年に死にましたが、戦死ではありません。難病で自宅療養をしていて、空襲や射撃の被害を受けつつ、ろくな治療をうけることもできずに、終戦直後に死去したのです。「二度と戦争をする国をつくってはダメだよ、母はいくたびも私たちにいい聞かせました。

戦争は死者や障害者を生みだし、ぼう大な数の貧困者を生みだし、そしてその苦難は果てしなく連鎖していくのです。貧困と戦争を拒否する主権者であり続けることは、私たちが果たすべき、子どもたちへの最低の責任だと思います。

◆本稿は、今年一月一日に行った、三多摩学童

保育連絡協議会の役員会における講演の前半の部分に手をいれて組み立て直したものです。本紙への掲載を許可していただいた同会の皆様に感謝致します。

「註」

※1 教育法について

教育のあり方を「制度や教育条件ばかりではなく、その基本理念や教育内容について法律が定めることは憲法違反だ」とする意見があります。また、教育内容について細かく定めた「学習指導要領」についても同じように批判されており、教科書検定制度も同様です。

私も、教育はその内容において「思想・表現の自由」「学問の自由」に直結するものであり、また子どもたちの自主的・主体的であるべき成長について、法的に内容を決定することについては批判的です。

ただし、歴史的経緯でいうと、明治憲法下で天皇絶対主義、軍国主義的な流れで教育が行われていた現実があり、戦後において一定の指針を示さなければならなかった、というのも事実です。

私は、これらのことを踏まえて、なるべく早い時期に「学習指導要領」を廃止して、学習内容のあり方は、教員の自主的研究や営みによることとし、教科書検定は全廃して「これも教員の自主的な選択にゆだねることにして、すべての教育関連法は、教育・学

習権の保障と教育・学習条件について定めるものにするのが望ましいと考えています。

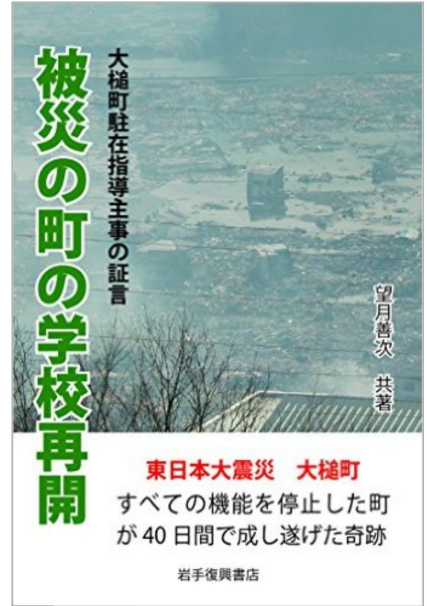
従って、本稿で、学校教育基本法の内容によって子どもの成長の把握をしたのは、いやおうなしに全国の教師たちがこの規定を基礎に教育活動を進めていることを踏まえたものであり、これを絶対的な指針とすべきということではありません。また、ここに示した法の内容には、ここで記した批判点もありますが、日本国憲法下における教育民主化の努力が反映されていることも見ておきたいと思います。

※2 治安維持法による弾圧について

治安維持法による弾圧と被害については、いまだに正確な記録が得られていませんが、司法省の調査では、検事局に送検された者は、総計七万五八八一名に及んでいます。したがって、逮捕されたが送検に至らなかった者を含めると、数十万人に及ぶ可能性があります。

また、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟の調査では、逮捕されて、現場や留置場で拷問などによって虐殺された者が六五名、そうした拷問、虐待が原因で獄死した者が一一四名、病气その他の理由で死亡した者が一五〇三名、全部で二六八二人が虐殺されたり、死亡していると考えられています。

書籍の紹介



大槌町駐在指導主事の証言

『被災の町の学校再開』

望月善次・関口厚光・著
岩手復興書店、2015年
価格（本体1,852円+税）

東日本大震災から五年が経過しました。あの震災が何であったか、復興とは何か、教育の場の再建とはどういうことか。そうしたことであらためて知りたいと思い本書を手に入りました。

岩手県大槌町は市街地面積の五二%が浸水し、死者・行方不明者は一二〇〇人を超えました。小中学校七校のうち五校が水没あるいは消失し、使える校舎は避難所と化しました。にもかかわらず復興の先頭に立ったのは教育機関でした。しかし、ガレキが積み、ようやく通れるだけの道路をランドセルを背負った小学生たちが歩いてゆくといったテレビの

イメージだけでは、その背後にある教職員や関係者の昼夜をいとわぬ奮闘は伝わりません。

本書は、震災から約一年間、大槌町で学校再建の取り組みである女性指導主事の手記にもとづくドキュメントです。震災当初の混乱、被災者支援、生徒の被災状況の確認、文具の調達、代替教室の確保、通学バスの手配や運行表の作成、生徒や教職員の心のケア、支援物資の山とたたかい、来訪者への対応など、降り注ぐ難題に立ち向かったことの詳細が淡々と綴られています。彼女が真っ先に心を砕いたことは、中学三年生が来年度の入試に不利にならないよ

う授業日数をどう確保するか、小学校一年生が最初に目にする教室がみすばらしいものにみえないようにするにはどうしたらよいかといったことだったそうです。同じ教師の端くれとして私などは頭が下がる思いです。

「震災で一番学んだのは心のケアの大切さだ」と彼女は言います。震災から一年数ヶ月後たつて、彼女自身も心理的ストレスを抱えていたことを自覚しました。スーパードライしている子どもをみて、震災当日の夜の避難所で子どもたちが泣きわめている声やざわざわした雰囲気フラッシュバックしたのです。そうした心理的ストレスは、被害を忘れることによつてではなく、むしろ話題にし、向き合うことによつてこそ克服できると言います。「心の復興」という言葉をよく耳にしますが、その何であるかが少し分かったような気がしました。

本田浩邦（獨協大学経済学部）

特集 東日本大震災から5年

被災地福島*の*いま福島大学特任教授 しみず しゅうじ
清水 修二

事故以来五年が経過した福島の現状および問題状況について書く。県外の人々には偏見を交えず冷静に現実を見てほしいというのが率直な気持ちである。

増え続ける関連死

震災に加えて原発事故の災厄に遭った福島の被害の現状を、もともと雄弁に物語るのはいわゆる関連死者数の大きさである。昨年九月段階の関連死者数は岩手県が四五五人、宮城県が九一人であるのに対し福島県は一九七九人で、そのうち一七八二人（九〇％）は六六歳以上の高齢者だ。福島県で関連死が多いのは、長期避難者の絶対数が大きいからである。つまり岩手や宮城では津波で家を失った住民が避難しているのに対し、福島では家屋を失っていない人まで多数避難している、その差が数字に表れているわけだ。犠牲者はまだ増えていて最新の数字ではついに二〇〇〇人を超えた。避難という行動がいかに大きな犠牲を生むか、われわれは知らなければならぬ。

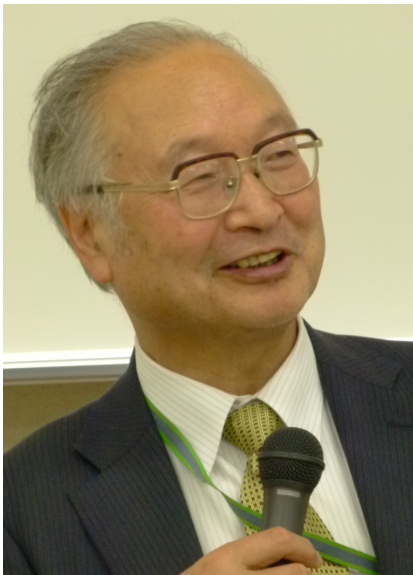
役場と住民の避難にもなつて小中学校も多くが移転を余儀なくされたが、移転した学校に通っている生徒数は事故前の三割に満たない。多くは避難先の学校に転校した。避難指示が解除になって元の学校を再

開した川内村でも戻った生徒は二九％、広野町も三三％にとどまる。いずれは廃校や統合になる学校がいくつも出るだろう。

明るい情報もある。福島県消費者団体連絡協議会が行った消費者実態調査によれば、「県内産の食材を最も多く購入する」という県民が八七・一％にのぼり、食料品の検査体制への信頼が相当程度まで高まっていることを裏付けた。屋外での運動や遊びを制限する学校もなくなった。毎日の地元新聞を見ていると、放射線被曝の影響に関しては安心サイドの情報が圧倒的に多い。ピーク時には一六万四八六五人もいた避難者数は徐々に減少して九万九九一人と、ようやく一〇万人を割った。県内避難者が戻るケースが多い反面、県外避難者の帰還の足取りは鈍い。

除染および廃棄物の処理処分

今の福島の状況を別の意味で象徴しているものがある。至るところに積み立てられている低線量廃棄物の袋（フレコンバッグ）だ。国直轄の避難区域を除いた市町村担当の地域だけでも仮置き場は約九〇〇箇所、住宅の庭先などに置かれているのは約一一万三六〇〇箇所（昨年九月現在）。避難区域では約五〇〇万個のフレコンバッグがあるとされている。



清水 修二(しみず しゅうじ)

福島大学特任教授、放送大学客員教授。元福島大学副学長。専門は財政学・地方財政論。2011年チェルノブイリ原発の調査団長を務める。主著は『原発とは結局なんだったのか—いま福島で生きる意味—』東京新聞出版局、2012。『原発になお地域の未来を託せるか』自治体研究社、2011。共著『原発を終わらせる』(IV-2 原発立地自治体の自立と再生)岩波書店、2011。共著『地域を知る地域に学ぶ』アカデミア・コンソーシアム心くしま、2012、他。

政府は住宅の周辺二〇メートルを除く山林は原則として除染しない方針を出したが、里山は不可欠な生活空間であるとする住民や町村自治体の批判を受けて再検討している模様である。徹底した除染は住民の望むところだが、除染をすればするほどフレコンバッグの山はうずたかく積み上がる。それを全部大熊町と双葉町に建設予定の中間貯蔵施設に収めることができるかどうか疑問だ。焼却して減容する施設の数も増やさねばならない。

コストの問題も無視できない。飯館村の除染に要する費用は三五〇〇億円程度とされているが、同村の年間農業生産高は一七億円である。また飯館村が昨年一二月農業者に向けて行ったアンケート調査では、「帰村して営農を再開する」意向を示した人は二九%だった。

除染の目標値(年間追加実効線量一ミリシーベルト)をどう扱うかについても議論がある。目標はあくまでも目標としておき、現実にはそれ以上のどこかの数値で政策的に折り合いをつけなければならぬ局面もある。

一方、キロ当たり八千〜一〇万ベクレルの指定廃棄物の処分については国が方針を転換した。宮城、茨城、栃木、群馬、千葉の五県の指定廃棄物は各県内一ヶ所を選定して集中処分する方針を環境省は示していた。しかし候補に上がった地域の住民の反対運動が壁になり、政府は現地保管の方針をとらざるを得なくなった。「現地」とされる地域の反発は必至で、この問題はまだまだ解決されたわけではないが、「福島へ」という選択肢はとりあえず消えたと思られる。

健康被害をめぐる問題状況

福島県が行っている県民健康調査の検討委員会(筆者もメンバー)がこの二月、中間とりまとめの最終案を示した。問題になっている子どもの甲状腺がんについては、これまでに見つかつたがんは放射線被曝によるものとは考えにくいとの従来の評価を変えていない。推定されるヨウ素131の被曝線量が少ないこと、患者の地域分布に偏りが少ないこと、年齢構成がチェルノブイリのケースとは異なっていること、発見の時期が早いこと、以上四点が評価の根拠である。政治的に「角度」をつけずに見れば、専門家の間で概ね支持される評価だと私は思っている。仮に被曝の影響が現れるとすればまだ先のことであろうから、引き続き検査が行われることになる。

この甲状腺検査を契機に深刻な問題として表面化したのが「過剰診断・過剰治療」をめぐる厄介な論点である。被曝影響の検証を重視する観点からは検査は徹底して(対象を福島県外にまで広げても)行うべきだとの主張がある。他方そのことによつて医療の観点からは「しなくてもよい診断・しなくてもよい治療」をしてしまい、患者に取り返しつかない傷を負わせてしまう恐れがある。「被曝が原因であろうがなからうが患者がいるなら見つけ出して治療す

べきだ」というのは一見もつともものようだが、この件は、患者や医師の立場にたつてよほど慎重に、丁寧に扱わなければならない。

遺伝的影響についても同じような議論がある。事故当時胎児だった子、あるいは事故後に妊娠し生まれた子どもたちへの遺伝的影響を、かれらの子どもに至るまでずっと観察し続けるべきだという意見がある。「安心」を得るためにという趣旨ではあるが、そこまでやることはたして県民の利益になるのかどうか、大いに疑問である。甲状腺問題にせよ遺伝の問題にせよ、こうした厄介な難問を引き起こしてしまったのは原発事故であり、まことにその罪は深いと言わなければならない。

帰還と賠償

政府は来年の三月を区切りに、帰還困難区域を除く地域の避難指示を解除する方針を示している。原発事故関連ではこれが当面する最大の政治問題で、賠償が絡んでくる。

戻りたい人には戻る権利を認めるべきだし、避難指示が出ているかぎりは「復興」に着手することもできない。これは正論である。しかし現実には、避難指示が解除になってもなかなか住民が戻らない事情が先

行事例から見て取れる。これに対し、「そういう人は移住しなさい」と政府は言うのである。「避難」という状態にはとにかく早くピリオドを打ちたいとの趣旨は理解できる。しかし「帰還か移住か」の二者択一、それしかないのか。

事実上の「避難の継続」という選択肢も残すべきである。とはいえずルズルと現状を延長して行けばいいとは思えない。とくに賠償の問題を適切に処理することが必要だ。賠償金（とりわけ精神的損害賠償＝慰謝料）については事故後七年をメドに、基本的には打ち切りたいと政府は考えているようである。賠償をいつまで継続するかは実に悩ましい問題で、被害者の権利の観点から無限定に続けると迫る気持ちも分かるが、賠償金が住民間に深刻な亀裂を生んでいることや、賠償金の負担が最終的には納税者に帰着することを考えると、事柄はそう単純ではない。

いずれにせよ、帰還の意思を持ちながら当面帰還しない住民の政治的・行政的地位をどのような形で保障するかは難しい問題である。「二重の住民票」の提案もあるが、実現には困難が多い。この件については日本学術会議も小委員会（筆者もメンバー）を設けて検討しているところである。

地方自治体の将来

昨年一〇月に行われた国勢調査の結果が出た。宮城・岩手の両県で最も人口減少率が高いのは女川町で三七％の減少を見た。福島県はどうかといえば、全町避難が続いている四町は当然人口ゼロ。飯館村は四一人で、これは避難せずにいる老人ホームの入居者だ。農村自治体の主たる収入である地方交付税は人口数を基礎に計算される部分が多いので、人口ゼロでは激減する勘定だが、そこは特例措置を取ることになった。もっとも、事故炉を含めて原発が存在する町の収入は減っていない。大熊町の固定資産税は、事故処理のための設備投資があつて増えている。むしろ問題は、収入が維持されているのに、避難区域になっているために支出ができないところにある。現地には膨大な財政需要があるのに、インフラの整備も手付かずの状態が続いているわけである。

被災自治体にとつての最大の課題は、住民数の激減による存続の危機をどう回避するかだろう。避難している住民は、住民票をもたない避難先自治体で行政サービスを受けている。その経費は国が地方交付税で措置しているが、とかく肩身の狭い思いをしていることだろう。それでもふるさとの住民票を手放さないのは、望郷の思いもあ

福島県沿岸部を中心とした市町村別人口

		平成27年	
		増減数※	増減率※
いわき市	349,344	7,095	2.1%
相馬市	38,575	758	2.0%
田村市	38,500	△ 1,922	△ 4.8%
南相馬市	57,733	△ 13,145	△ 18.5%
川俣市	14,479	△ 1,090	△ 7.0%
広野市	4,323	△ 1,095	△ 20.2%
楡葉町	976	△ 6,724	△ 87.3%
富岡町	0	△ 16,001	△ 100.0%
川内村	2,021	△ 799	△ 28.3%
大熊町	0	△ 11,515	△ 100.0%
双葉町	0	△ 6,932	△ 100.0%
浪江町	0	△ 20,905	△ 100.0%
葛尾村	18	△ 1,513	△ 98.8%
新地町	8,220	△ 4	△ 0.0%
飯舘村	41	△ 6,168	△ 99.3%

※平成22年の数値との比較

福島県平成27年国勢調査 速報
 一 福島県の人口・世帯数 一 より

ろうが、実際には住民税や社会保険料の減免措置がかれらを繋ぎとめている面も強いと思われる。逆にいえば、そうした特別措置が終わったときが、自治体にとってクリティカル・ポイントになる可能性があるわけだ。大熊町にしても浪江町にしても、そうならないための対策を懸命に模索している。住民の帰還の足がかりとして町内に「復興拠点」を作り、たとえ元の住家には戻れないまでも、なんとか町内には戻ってほしいと努力している。

脱原発と脱被曝

運動論の観点からあえて指摘したいことがある。「脱原発」を唱える人々の中に「脱被曝」を叫ぶ人々がかなり存在し、事態を複雑かつ困難にしている。ここで「脱被曝」と私が表現するのは、今度の事故による住民の放射線被曝のリスクをことさらに強調し、福島県からの避難を呼びかけた福島県産の農産物を忌避したりする傾向のことだ。

昨年一〇月、国道六号線沿道で行った中

高生を含むボランティア清掃活動の主催者に対し、「殺人行為」だの「狂気の沙汰」だのといった声が一千件以上浴びせられた。地元のマスコミは「心無い誹謗中傷」であるとこれをはつきり批判している。清掃は自由意志によるボランティア活動である。福島県民は放射能災害の被災当事者であり、放射線については事故以来ずっと学習もしてきた。清掃活動に参加した子どもたちの親も、自ら判断を下して大事な子どもたちを参加させたはずだ。

福島県民をまるで愚民や加害者のように見る「脱被曝」論者たちは、「脱原発」に対する福島県民の心情に冷水を浴びせ、反感をかもし出している。今度のような放射能災害に際してはそれぞれの選択を互いに尊重することが肝要であり、自らを高みに置いて他者を非難攻撃するようなことはすべきでない。

参考までに私自身の最近の被曝線量を紹介すれば、昨年二度ガラスバッジで計測した三ヶ月間の追加的外部被曝線量はいずれも〇・一ミリシーベルトだった。福島市での平均値（〇・〇八ミリシーベルト）よりは少々高い数字だが、年間〇・四ミリシーベルトの被曝が避難を要するようなものなどとは全く思わない。「とにかくゼロではないではないか」というのは、「生活」を無視した「理屈」である。

(了)